



〈がん治療者就労支援事業〉 相談事例集

第2版

福島県社会保険労務士会

はじめに

相談事例集を手にとってくださり、ありがとうございます。

福島県社会保険労務士会では、平成25年よりがん診療連携拠点病院である福島県立医科大学附属病院において「がん患者に係る就労相談支援」として、月1回の相談会に社会保険労務士を派遣してまいりました。

私たち社会保険労務士は、がんと診断された時から、働きながら治療を続けるために、治療と仕事を両立するための方法や社会保険制度の利用方法など専門性を生かした情報提供で相談に応じております。

その相談会では、就労に関する相談だけでなく、障害年金及び傷病手当金の請求、会社を退職した場合の社会保険手続に関わるものも多く寄せられております。

この冊子は、がん患者様から相談会に寄せられた相談内容を参考にとりまとめたものです。

相談内容はがんを中心としたものとなっておりますが、これは他の長期にわたる治療を要する病気に罹患している方の就労にあっても共通するところが多いと思います。

今後、一人でも多くの患者様が治療と仕事を両立するうえで、本冊子が何らかの手助けになれば幸いです。

本冊子を作成するにあたり、ご協力くださった福島県立医科大学附属病院関係者の皆様、そして専門的立場からご助言くださった皆様に、心から御礼申し上げます。

令和4年1月
福島県社会保険労務士会



目 次

はじめに	・・・ 1
I 会社入社前の相談	
事例 1 障害年金を受給中の場合、会社へ申告すべきですか？	・・・ 3
II 休職中の相談	
事例 2 傷病手当金を受給後、障害年金を請求した場合どうなりますか？	・・・ 4
事例 3 がんの治療で休職中、今後どのようにすればよいですか？	・・・ 5
事例 4 傷病手当金はいくらもらえますか？障害年金をもらう要件はどうなりますか？	・・・ 6
事例 5 職場復帰に向け、会社にどのようなアプローチをしたらよいですか？	・・・ 7
III 退職後の相談	
事例 6 傷病手当金を申請中です。退職した場合、健康保険はどうしたらよいですか？	・・・ 8
事例 7 休職中または退職後の社会保険等はどうなりますか？	・・・ 9
IV 障害年金請求の相談	
事例 8 請求書類の書き方は、どのようなことに注意すればよいですか？	・・・ 10
事例 9 請求時期・事前に準備しておくことを教えてください。	・・・ 11
事例 10 障害の程度が変わったらどうしたらよいですか？自分で請求できない場合はどうすればよいですか？	・・・ 12
様式 病歴・就労状況等申立書	・・・ 13
資料 がんの情報を探す	・・・ 14

I 会社入社前の相談

事例 1

障害年金を受給中の場合、会社へ申告すべきですか？

【本 人】 女性

【相談内容】 ① 障害基礎年金受給中です。^{※1}（身体障害者手帳申請はしたくないという理由から手帳はありません）
正社員として勤務が内定しています。
障害の状態及び障害年金を受給していることを会社に説明しなければ
ならないか教えてください。

【回 答】 ① 会社への説明

障害年金受給の有無は、プライバシーに関することなので、会社に申告の義務はありませんが、新しい職場環境で円滑な業務遂行のためには、障害年金受給の有無より、「障害」がある事を知っていただくことが重要です。

※1 身体障害者手帳 ……身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付するもの。一定以上で継続することが要件となる。



Ⅱ 休職中の相談

事例 2

傷病手当金を受給後、障害年金を請求した場合どうなりますか？

【本 人】 男性

【相談内容】 長期療養しており、この間政府管掌健康保険^{※1}の傷病手当金を受給していましたが、受給限度の1年6か月となり、受給終了となりました。

これからは障害年金の請求手続きをしたいと思っています。

① もし障害年金が支給されるようになった場合に、先に受給した傷病手当金を返すことになるとの話を聞きましたが、どうなるのか教えてください。

【回 答】 ① 同一傷病で重複期間がある場合は返還を求められます。

傷病手当金と障害年金^{※2}の併給調整（障害年金優先）が問題となるのは、重複した期間があり、同一傷病で申請した場合です。後日傷病手当金の返還を求められます。

1) 障害厚生年金は傷病手当金との調整があります。

2) 障害厚生年金＋障害基礎年金は傷病手当金との調整があります。

ただし、障害基礎年金のみの受給の場合、調整はありません。

※1 傷病手当金 ……協会けんぽ（全国健康保険協会）または健康保険組合の健康保険被保険者が病気やケガのために会社を休み、会社から十分な報酬が受けられない場合に支給される。

法改正により、同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となった。

※2 併給調整 ……支給事由の異なる2つ以上の年金が受給できるときは、いずれか一つの年金を選択して受給しなければならず、選択しなかった年金は支給停止される。



Ⅱ 休職中の相談

事例 3

がんの治療で休職中、今後どのようにすればよいですか？

【本 人】 女性

【相談内容】 がんのため手術をし、仕事を休んだので ^{※1} 傷病手当金の支給を受けました。その後仕事に復帰しましたが、P E T検査で再発がわかり、再手術をし、現在化学療法をして休職中です。

① 今後どうしたらよいか、教えてください。

【回 答】 ① 傷病手当金受給期間中に退職した場合

まず、法改正により、傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となりました。支給期間中に途中で就労し、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になったので、いつまで受給できるか確認してください。

次に、いつまで休職期間があるか、就業規則等で確認してください。（各企業ごとに違うためです）

今は、実家に帰って治療を続けているとのことですが、「体力に不安があるので、体力に合わせて働きたい」、「実家から通勤できる所」を探すためにハローワークを利用することもできます。

現在の職場で働けることが理想ですが、退職した場合、パート勤務などの職場を探すときには雇用保険を受けられる可能性があります。

国民健康保険、国民年金制度に加入した時には、^{※2} 滞納せずに免除制度を利用することもできます。

※1 傷病手当金……協会けんぽ（全国健康保険協会）または健康保険組合の健康保険被保険者が病気やケガのために会社を休み、会社から十分な報酬が受けられない場合に支給される。

法改正により、同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となった。

※2 免除制度 ……収入の減少など本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に難しいときに手続きすることで保険料の免除や納付が猶予される。

Ⅱ 休職中の相談

事例 4

傷病手当金はいくらもらえますか？

障害年金をもらう要件はどうなりますか？

【本 人】 男性

【相談内容】 現在、入院加療中です。

- ① ^{※1} 傷病手当金の金額の算出方法について
- ② 障害年金について教えてください。
- ③ 退職後の健康保険は何が良いか、また子供の扶養になる事ができるか教えてください。
- ④ 家族それぞれが社会保険に加入していますが、医療費控除は各々に申請を行うのか教えてください。

【回 答】 ① 傷病手当金の金額の算出の仕方

^{※2}健康保険制度の標準報酬月額を基準に計算されます。支給開始以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額が1日あたりの金額となります。健康保険組合加入では、独自の上乗せがある場合があるので会社に確認してください。

② 障害年金

障害年金を受けるためには3つの条件、すべてに該当する必要があります。

- 1) ^{※3} 初診日要件
- 2) 保険料の納付要件
- 3) ^{※4} 障害認定日に障害等級に該当すること。

症状が障害等級に該当しない場合は、これからの請求に向けて、最初に受診したクリニックから受診状況等証明書を取得してください。(カルテ保存義務は5年のため)

③ 退職後の健康保険

国民健康保険、任意継続保険、家族の扶養に加入する方法があります。特に家族の扶養に入るための要件、年間収入130万円未満、(60歳以上又は、障害がある人は年間収入が180万円未満)かつ扶養に入る方の年収の2分の1未満であることとなります。

④ 医療費控除

家族の方も含めて合算して控除が受けられます。

- ※1 傷病手当金……協会けんぽ(全国健康保険協会)または健康保険組合の健康保険被保険者が病気やケガのために会社を休み、会社から十分な報酬が受けられない場合に支給される。法改正により、同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となった。
- ※2 標準報酬月額……会社に勤める人が会社から支給される基本給のほか、各種手当を加えた1ヶ月の総支給額を「報酬月額」といい、報酬月額を保険料額表の1等級(5万8千円)から50等級(139万円)までの50等級に分け、その等級に該当する金額のことを「標準報酬月額」という。
- ※3 初診日……障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいう。同一の病気やケガで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日になる。
- ※4 障害認定日……障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6月を過ぎた日、または1年6月以内に病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいう。

Ⅱ 休職中の相談

事例 5

職場復帰に向け、会社にどのようなアプローチをしたらよいですか？

【本 人】 男性

【相談内容】 現在療養中であり、今後職場への復帰にあたり、薬の服用等から今までの職務遂行は難しくなると思われます。

このことから、自分としては他の職務に転換させてもらい、仕事を続けていきたいと考えています。

① このような場合にどのように会社側へアプローチしていけばよいのか教えてください。

【回 答】 ① 職場復帰のアプローチ方法

1) まずは現在の状態で自分には何ができ、何ができないのかをはっきりさせた上で上司等に相談してください。

その際に、継続した服薬や定期的な通院が必要である場合には、主治医に通院頻度や服薬回数、副作用等を確認し、必要に応じてそれらの情報を提供することも考えてください。（復職診断書、職場復帰の主治医の署名等を提示）

2) 会社にどのような支援制度があるかは、就業規則や福利厚生制度で確認してください。他の軽易な職務への転換が可能かを会社の人事、総務担当に相談してみましょう。

また他に、休職期間の延長規定、短時間勤務制度、復職判断基準（回復見込みを含めた）等の内容も確認、相談してみてください。

3) 体力全体が落ちているケースも多いので、勤務に加えて通勤にもエネルギーを使います。その確認のため、職場復帰する前の慣らし出勤をする方法等で、少しずつ仕事量を増やす配慮をしてもらえるようお願いしてみてください。

また、例えば当初の1か月から2か月を短時間勤務とし、その後状況により通常勤務に復帰等の待遇面の処置が可能ななどの相談をしてください。

なお、これら一連の話の中で会社側から不当な扱いを受けることになった場合には、労働局長による助言・指導の申し出をし、話し合いによる解決を図ることもできます。

Ⅲ 退職後の相談

事例 6. 傷病手当金を申請中です。退職した場合、健康保険はどうしたらよいですか？

【本人】 男性

【相談内容】 現在入院中で傷病手当金^{※1}をもらえるように手続きをしているところです。
入院期間は数か月後と言われており、今の職場は勤務して3年になりますが、退院後は退職を考えています。

① 妻が働いているので、傷病手当金をもらいながら妻の健康保険の被扶養者になることはできますか。

【回答】 法改正により、傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となり、支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して受給することが可能になりました。
そのため、退職することになっても要件を満たしていれば引き続き通算して1年6か月になるまで受給することが可能です。

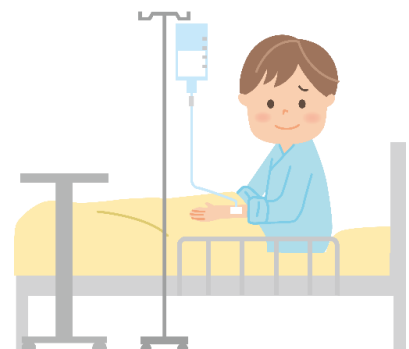
① 退職後の健康保険

引き続き傷病手当金を受給する予定であれば、傷病手当金は恒常的な収入とみなされるため、協会けんぽの場合60歳未満の方は3,612円以上、65歳以上の方または障害者の方は5,000円以上の給付日額を受給されていると妻の被扶養者とは認められないので注意が必要です。
その場合、ご自身の前の会社^{※2}の任意継続被保険者またはお住まいの市区町村の国民健康保険の加入との選択となります。

※1 傷病手当金……協会けんぽ（全国健康保険協会）または健康保険組合の健康保険被保険者が病気やケガのために会社を休み、会社から十分な報酬が受けられない場合に支給される。

法改正により、同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となった。

※2 任意継続……会社を退職（資格喪失）した後でも、協会けんぽ（全国健康保険協会）または健康保険組合の健康保険に最長2年間継続加入することができる制度をいう。法改正により、本人の自由な意思に基づき任意継続を辞めることが可能になった。



Ⅲ 退職後の相談

事例 7 休職中または退職後の社会保険等はどうなりますか？

【本 人】 男性

【相談内容】 ① 休職期間の雇用保険、社会保険について教えてください。
② 退職した場合の雇用保険、社会保険がどうなるか教えてください。

【回 答】 ① 休職期間の雇用保険、社会保険

雇用保険、社会保険いずれも自己負担分の保険料は勤務先に支払わなければなりません。

② 退職した場合の社会保険等について

退職するので、雇用保険料の支払いはなくなりますが、社会保険料（国民年金と健康保険）の支払い義務は発生します。

1) 国民年金

国民年金保険料の支払い義務は満 60 歳までです。

第 1 号被保険者として自分で国民年金保険料を納付するか、配偶者の健康保険の被扶養者（第 3 号被保険者）のいずれかを選択できます。

2) 健康保険

健康保険に加入する場合、以下の 3 つの方法があります。

いずれの方法も加入条件、加入可能期間、手続期限、保険料、手続窓口等の確認が必要です。

1. ^{※1} 任意継続被保険者

在職中に加入していた健康保険を 2 年間継続加入することができます。法改正により、本人の自由な意思に基づき任意継続を辞めることが可能になりました。

それ以降は、市町村の国民健康保険か、家族の健康保険の被扶養者となります。

2. 市町村の国民健康保険に加入

3. 家族の健康保険の被扶養者となる

※1 任意継続 ……会社を退職（資格喪失）した後でも、協会けんぽ（全国健康保険協会）または健康保険組合の健康保険に最長 2 年間継続加入することができる制度をいう。法改正により、本人の自由な意思に基づき任意継続を辞めることが可能になった。

IV 障害年金請求の相談

事例 8

請求書類の書き方は、どのようなことに注意すればよいですか？

【回答】 ① 医師に記載してもらう内容

診断書依頼にあたっては、医師に記載して頂きたい項目を明確に伝えることが必要です。

がんの場合には、「各検査成績・転移の有無・予後・余命・ステージ・今までの治療の経過と治療効果等」を参考にして総合的に障害認定されます。その為、これらの項目を記載して頂くよう依頼します。

しかし、この場合は、告知されていても、実際に本人が診断書を見て気力を無くすことがあるため、診断書の受取りを誰にするか配慮が必要です。

② ^{※1}「^{※2}病歴・就労状況等申立書」の記載の注意点

^{※2}「初診日の証明書」、「診断書」をよく確認して、それに沿って記載することが大事です。特に「年月日」はよく確認する必要があります。

自分の記憶だけで記載してしまうと、治療の経過が診断書と違ってしまい、問い合わせがあり、認定までにその分、時間がかかることにもなります。

※1 病歴・就労状況等申立書……障害年金を申請する際に、障害の原因となった病気やけがの発病したときから現在までの経過について、年月順に期間をあげずに受診していた期間及び、受診していなかった期間の状況など必要な事項を本人または代理人が記載する書類をいう。

※2 初診日の証明書……障害年金の請求申請をする際に、初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師等の診療を受けた日）を証明するための書類をいう。



IV 障害年金請求の相談

事例 9

請求時期・事前に準備しておくことを教えてください。

【回 答】 ① 請求できる時期

- 1) 障害認定日^{※1}による請求
障害認定日において障害状態が障害認定基準^{※2}以上にあるときに請求できます。
- 2) 事後重症による請求
障害認定日において障害認定基準を満たしていなかったが、その後病状が悪化し、障害認定基準以上になったときに請求できます。
請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。

② 今の段階でやっておいた方がよい事

※3
初診日の特定、年金事務所で納付要件の確認、診断書の依頼、病歴・就労状況等申立書の下書きなどです。初診日が5年以上さかのぼる場合カルテ等の証明書の保存期間が過ぎているため証明が困難となる事があります。

- ※1 障害認定日……障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについて初診日から1年6月を過ぎた日、または1年6月以内に病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいう。
- ※2 障害認定基準……障害認定基準障害年金を受給するには、診断書の記載内容が障害認定基準に該当していなければならない。詳細は日本年金機構のホームページに＜障害認定基準＞が掲載されており、分割版では障害等級認定基準が部位（症状）毎にダウンロードできる。
- ※3 初診日 ……障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいう。同一の病気やケガで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日になる。



IV 障害年金請求の相談

事例 10

障害の程度が変わったらどうしたらよいですか？
自分で請求できない場合はどうすればよいですか？

【回 答】 ① 障害年金

障害年金を受けるためには 3 つの条件、すべてに該当することが必要です。

※¹
① 初診日要件

② 保険料の納付要件

※²
③ 障害認定日に障害等級に該当すること。

※³
上記に該当することが確認できたら、診断書、病歴・就労状況等申立書を添付し年金事務所に請求書を提出します。（事前に年金事務所で納付要件の確認ができます。）

② 自分での障害年金請求が困難な場合

家族、社会保険労務士に依頼してください。

なお、依頼する場合は、必ず委任状が必要となります。

③ 症状が変わった場合の手続きなど

原則として、年金を受ける権利が発生した日から 1 年を経過した日以降又は更新の時期に診断書を添付して額改定請求を行うことが出来※⁴ます。主治医に現症の診断書を依頼し額改定請求をしてください。

※ 1 初診日 ……障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいう。同一の病気やケガで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日になる。

※ 2 障害認定日 ……障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から 1 年 6 月を過ぎた日、または 1 年 6 月以内に病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいう。

※ 3 病歴・就労状況等申立書 ……障害年金を申請する際に、障害の原因となった病気やけがの発病したときから現在までの経過について、年月順に期間をあけずに受診していた期間及び、受診していなかった期間の状況など必要な事項を本人または代理人が記載する書類をいう。

※ 4 額改定請求 ……65 歳になるまでに障害の状態が悪くなった場合は、年金額を改定する請求ができる。なお、過去に一度でも障害等級 2 級以上に該当したことがある方は、65 歳を過ぎても年金額を改定する請求ができる。

病歴・就労状況等申立書
(日本年金機構ホームページより)

病歴状況 傷病名

発病日 昭和・平成・令和 年 月 日 初診日 昭和・平成・令和 年 月 日

記入する前にお読みください。
○ 次の欄には障害の原因となった病気やけがについて、発症したときから現在までの経過を年月順に期間をあげずに記入してください。
○ 受診していた期間は、通院期間、受診回数、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由、日常生活状況、就労状況などを記入してください。
○ 受診していなかった期間は、その理由、自覚症状の程度、日常生活状況、就労状況などについて具体的に記入してください。
○ 健康診断などで障害の原因となった病気やけがについて指摘されたことも記入してください。
○ 同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関を長期間受診していなかった場合、発病から初診までが長期間の場合は、その期間を3年から5年ごとに区切って記入してください。

1 昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで
受診した ・ 受診していない
医療機関名

2 昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで
受診した ・ 受診していない
医療機関名

3 昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで
受診した ・ 受診していない
医療機関名

4 昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで
受診した ・ 受診していない
医療機関名

5 昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで
受診した ・ 受診していない
医療機関名

※裏面(署名欄)も記入してください。

就労・日常生活状況 1. 障害認定日(初診日から1年6月目または、それ以前) 2. 現在(請求日頃)の就労・日常生活状況等について該

1. 障害認定日(昭和・平成・令和 年 月 日)頃の状況

就労状況 就労していた場合 職種(仕事の内容)を記入してください。
通勤方法を記入してください。
通勤時間(片道)
出勤日数を記入してください。
障害認定日の前月
就労していなかった場合 仕事をしていた(休職していた)理由
すべて○で囲んでください。
なお、オを選んだ場合は、具体的な理由を()内に記入してください。
ア 体力に自信が
イ 医師から働く
ウ 働く意欲がな
エ 働きたかった
オ その他(理由)

日常生活状況 日常生活の制限について、該当する番号を○で囲んでください。
(1 → 自発的にできた
2 → 自発的にできたが援助が必要だった
3 → 自発的にできないが援助があればできた
4 → できない)
着替え(1・2・
トイレ(1・2・
食事(1・2・
炊事(1・2・
掃除(1・2・
その他日常生活で不便に感じたことがありましたら記入してください。

2. 現在(請求日頃)の状況を記入してください。

就労状況 就労している場合 職種(仕事の内容)を記入してください。
通勤方法を記入してください。
通勤時間(片道) 時間 分
出勤日数を記入してください。
請求日の前月 日 請求日の前々月 日
就労していない場合 仕事をしていない(休職している)理由すべて○で囲んでください。
なお、オを選んだ場合は、具体的な理由を()内に記入してください。
ア 体力に自信がないから
イ 医師から働くことを止められているから
ウ 働く意欲がないから
エ 働きたいが適切な職場がないから
オ その他(理由)

日常生活状況 日常生活の制限について、該当する番号を○で囲んでください。
(1 → 自発的にできる
2 → 自発的にできたが援助が必要である
3 → 自発的にできないが援助があればできる
4 → できない)
着替え(1・2・3・4) 洗面(1・2・3・4)
トイレ(1・2・3・4) 入浴(1・2・3・4)
食事(1・2・3・4) 散歩(1・2・3・4)
炊事(1・2・3・4) 洗濯(1・2・3・4)
掃除(1・2・3・4) 買物(1・2・3・4)
その他日常生活で不便に感じていることがありましたら記入してください。

障害者手帳 障害者手帳の交付を受けていますか。 1 受けている 2 受けていない 3 申請中
交付されている障害者手帳の交付年月日、等級、障害名を記入してください。
その他の手帳の場合は、その名称を()内に記入してください。
※略字の意味
身→身体障害者手帳 療→療育手帳
精→精神障害者保健福祉手帳 他→その他の手帳
① 身・精・療・他(昭和・平成・令和 年 月 日(級) 障害名()
② 身・精・療・他(昭和・平成・令和 年 月 日(級) 障害名()

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

※請求者本人が署名する場合、押印は不要です。

令和 年 月 日

請求者 現住所

代筆者

氏名

請求者からみた続柄()

氏名

電話番号

がんの情報を探す

納得のいく治療を受けるためには、情報を集めて正しい知識を持つことは大切です。情報は、医療スタッフ以外に、書籍やインターネットでも情報を得られることができます。正確な情報が得られるサイトを下記に紹介します。

①国立がん研究センターがん情報サービス

<https://ganjoho.jp/public/index.html>

（部位別のがんの解説や治療法、療養生活に関する様々な情報が掲載されています）



②公益財団法人 日本対がん協会

<https://www.jcancer.jp>

（がんに関する基礎知識や各種のがん検診、無料相談窓口等が掲載されています）



③福島県立医科大学附属病院 がん相談支援センター

（県内患者会の情報や各種イベント等の情報を掲載しています）

<https://www.fmu.ac.jp/byoin/25syuyocenter/02soudan/index.html>



他にも医療情報はさまざまな方法で入手できますが、古いものであったり、偏りがあったり、していることがありますので、コピーを取るなどして、今の自分にあっているものかどうか、主治医やがん相談支援センターに問合せして確認をしてみましょう。

県内のがん相談支援センター一覧

病 院 名	電話番号
福島県立医科大学附属病院	024-547-1088（直通）
太田西ノ内病院	024-925-8833（直通）
総合南東北病院	024-934-5564（直通）
坪井病院	024-946-7630（直通）
白河厚生総合病院	0248-22-2211（代表）
会津中央病院	0242-25-1592（直通）
竹田総合病院	0242-29-9832（直通）
いわき市医療センター	0246-26-3117（直通）
福島労災病院	0246-45-2251（直通）

※がん相談支援センターは、患者様に適切な情報提供を提供するために国から指定された相談機関です。他にも、医療費や福祉制度に関する情報も提供しています。

がんと仕事

がんと診断された時、

頭の中が真っ白になり、先のことなんて
考えられないかもしれません。

仕事なんて続けられない、出来ないと
思うかもしれません。ですが…

すぐに退職を決めるのは
ちょっと待ってください

診断を受けた3割以上の方が
離職していると言われていますが

離職されたほとんどの方が
経済的な不安をかかえたまま
治療と生活を続けています。

お話を伺い、相談員や専門家が
支援できる場があります。

おひとりで悩まず、
がん相談支援センターや社会保険労務士等
に相談してみましょう



がん治療者就労支援事業「相談事例集」

発行：令和4年1月 第2版

作成：福島県社会保険労務士会

TEL 024-535-4430

<https://fukushima-sr.jp>

協力：福島県立医科大学附属病院

